

秋田市告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和5年4月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社N Eユニテ ッド	サービ ステー ション くる み	秋田市土崎港 南三丁目10番 19号 アーバ ンハイツ港南 E105号室	令和5年4月1日	訪問介護
合同会社フ レンツ	フレン ツあ きた	秋田市広面字 谷地田46番地 1 フォレス ト2005 101号	令和5年4月1日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売
株式会社サ ンウェイ	元氣ジ ム 秋田山 王	秋田市旭北栄 町3番11号	令和5年4月1日	地域密着型 通所介護